

web 資料Ⅲ－⑭ 1年単位の変形労働時間制

	規則 協定	対象期間	1日・1週の上限		対象期間における労働日数の限度	連続労働日数
		労働時間				
内 容	就業規則 労使協定（様式4号に より所轄労働基準監 督署長に届出）	1箇月超1 年以内	1日の上限 （※1）	1週の上限	・1年当り280 日（※3） ・旧協定がある 場合特例あり （※4）	・原則6日 ・特定期間は1週間に1 日の休日が確保できる日 数とする（最大12日）
		1週平均4 0時間以内 とすること	10時間	52時間 （※2）		

資料出所：厚生労働省

※1 隔日勤務のタクシー運転者については、1日の上限だけが16時間に置き換わる。

※2 対象期間が3か月を超える場合、この限度時間まで利用できる範囲の制限は次のとおりである。①対象期間において、週48時間を超える所定労働時間を設定するのは連続3週以内であること。②対象期間をその初日から3か月ごとに区分した各期間（3か月未満の期間を生じた時は当該期間）において、週48時間を超える所定労働時間を設定した週の初日の数が3以内であること。

※3 対象期間が3か月を超え1年未満の時の労働日数の限度の算出方法は次のとおり。 $280日 \times 対象期間の日数 \div 365日$ （うるう年の時は366日）＝労働日数の限度

※4 「旧協定」とは、当該対象期間の初日の前1年以内の日を含む3か月を超える期間を対象期間として定める協定のことである。

注：対象事業に制限はない。労使協定で、事前に労働日及び労働時間の特定が必要である。労働時間が法定労小津時間を超えた場合には、その超えた時間について割増賃金を支払う。

【必要休日日数等の算定方法】

週40時間×変形期間の暦日数＝法定労働時間の総枠

7

法定労働時間の総枠÷1日の所定労働時間＝変形期間の労働日数（小数点以下切り捨て）

変形期間の暦日数－変形期間の労働日数＝必要休日日数